

国労水戸

国労水戸59才セミナー

国労水戸地方本部
 水戸市中央1-1-11
 ENYビル2F
 029-221-4008
 発行責任者 久保田重明
 編集責任者 坂下 司

来年度に退職を迎える59才を対象にセミナーを開催した。

当日は、中央労金水戸支店から吉津さん、古徳さんから退職後での年金、資産運用（マネープラン）について話された。

年金制度について、手続き、開始年齢や、定年退職



後のライフプランをどうするのか。

退職金の使い道のひとつとして投資信託があり、長期的に使い道がなければリス

一人で悩まず
 国労へ相談。
 みんなを楽しく
 がんばろう！



クを低く運用できる。

定期預金に関しても、退職金の金利が良い商品もある。

年金の受け取りなど分からないことは労金で相談してください。

水戸地本組織拡大 東労組から国労へ加入

働き方改革関連法②

労働基準法では1日8時間、1週40時間と定められ、これを超える場合は36協定の届け出が必要。 (これまでと同じです)

以前は上限が定められていませんでしたが上限が設けられた。

時間外労働は月45時間、年間360時間を超えることはできないが、国労水戸6号で特別条項で超えることが出来ると説明した。

ただし、月に44時間の時間外労働をしても休日労働が56時間のように100時間を超えると法律違反となる。

では100時間までは大丈夫なのか。厚生労働省から過労死ラインは80時間、100時間というデータもあり、今後に課題が残る。

労働者が時間外・休日労働時間が把握されている。時間外労働が少なく年次有給休暇の取得が多いほど過労死も少なく、メンタルヘルスが良好であると言える。

36協定の内容を労働者に周知してもらうことが必要です。